

平成26年 第7回

教育委員会臨時会会議録

平成26年3月25日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2394号

平成26年第7回臨時会

日 時 平成26年3月25日(火) 午後3時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委員長職務代理者	綱 川 智 久
	委 員	永 山 幸 江
	委 員	澤 孝 一 郎
	教 育 長	小 池 眞 喜 夫

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	安 田 雅 俊
	庶 務 課 長	奥 野 佳 宏
	教育政策担当課長	山 本 睦 美
	学 務 課 長	佐 藤 雅 志
	学校施設担当課長	大久保 光 正
	生涯学習推進課長	白 井 隆 司
	国体推進担当課長	
	図書・文化財課長	前 田 憲 一
	指 導 室 長	平 田 英 司

「書 記」	庶務課庶務係長	柏 正 彦
	庶務課庶務係	鈴 木 玲 奈

「議題等」

日程第1 審議事項

- 議案第27号 港区教育委員会訓令前行署名式及び令達式についての一部改正について
- 議案第28号 港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 議案第29号 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について
- 議案第30号 港区教育委員会文書管理規程の一部改正について
- 議案第31号 港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 議案第32号 学校職員服務取扱規程の一部改正について
- 議案第33号 港区立学校給食事業安全衛生委員会規則の一部を改正する規則について
- 議案第34号 港区立校外学園使用規則の一部を改正する規則について
- 議案第35号 港区立校外学園の賄料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則について

- 議案第 36 号 港区立校外学園管理事務所設置規則の一部を改正する規則について
- 議案第 37 号 港区立校外学園管理事務所処務規程の一部改正について
- 議案第 38 号 港区社会教育委員会議規則の一部を改正する規則について
- 議案第 39 号 港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第 40 号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第 41 号 港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第 42 号 港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第 43 号 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第 44 号 港区スポーツセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について
- 議案第 45 号 港区立運動場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について
- 議案第 46 号 港区立武道場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について
- 議案第 47 号 港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 2 教育長報告事項

- 1 区立幼稚園、小・中学校等災害時行動マニュアルについて
- 2 寄付の受領について
- 3 平成 26 年度予算特別委員会の総括質問について
- 4 港区立箱根ニコニコ高原学園の指定管理者の公募について
- 5 平成 26 年度就学援助について
- 6 生涯学習推進課の 4 月事業予定について
- 7 平成 26・27 年度港区青少年委員の委嘱について
- 8 平成 26・27 年度港区スポーツ推進委員の委嘱について
- 9 図書館・郷土資料館の 4 月行事予定について
- 10 港区立麻布図書館サービスセンターの閉鎖について
- 11 4 月指導室事業予定について

「開 会」

○小島委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから平成26年第7回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

今日は案件がかなり盛りだくさんですので、説明は簡潔に、質問も必要最小限でということをお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

(午後3時00分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は、永山委員、お願いいたします。

日程第1 審議事項

議案第27号 港区教育委員会訓令前行署名式及び令達式についての一部改正について

議案第28号 港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

議案第29号 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について

議案第30号 港区教育委員会文書管理規程の一部改正について

議案第31号 港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

○小島委員長 まず、日程第1、審議事項に入ります。

まず初めに、日程の変更についてお諮りいたします。議案第32号「学校職員服務取扱規程の一部改正について」と日程第2、教育長報告事項1「区立幼稚園、小・中学校等災害時行動マニュアルについて」は、関連する内容のため、議案第32号を審議事項の一番最後に日程を変更し、議案の審議事項に続いて災害時行動マニュアルの報告を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、そのように進行させていただきます。

初めに、議案第27号「港区教育委員会訓令前行署名式及び令達式について」、議案第28号「港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」、議案第29号「港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について」、議案第30号「港区教育委員会文書管理規程の一部改正について」、議案第31号「港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」、この5件については、改正理由が共通しているため、一括して説明を受け、質疑応答後、1件ずつ採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、議案第27号から31号についてのご説明をさせていただきます。

この27号から31号の議案は、平成25年第1回定例会で「港区立校外学園条例の一部を改正

する条例」が議決されたことに伴い、諸規程を整備するもののうち、庶務課の所管しているものを取り上げております。また、平成26年度の組織改正に向けて、国体推進担当課長及び生涯学習推進課の国体推進担当を廃止し、今後のスポーツ事業のさらなる展開やスポーツ推進計画の見直し等を推進するためのスポーツ企画担当を設置することに伴い規程を整備するものでございます。それでは、順次ご説明をいたします。

まず、議案第27号からです。訓令の前行署名式及び令達式についての一部改正でございます。分かりにくかったので参考資料をおつけいたしました。参考資料をご覧ください。前行署名式及び令達式に関する資料です。

1番目には、訓令の定義を書いてございます。

二つ目ですが、前行署名及び令達について、まず、前行署名というものは、訓令の宛て先、命令を受ける者を規定するのですが、その部分の記載のことで、その訓令の命令を受ける者の記載をまずします。その部分p改正を行いますというものです。令達は、訓令を命令として伝えることでございます。

前行署名式は、訓令の宛て先の部分の記載の方法のことであって、また、令達式は命令を伝える方法のことを言うことから、これらを定めたものを前行署名式及び令達式と言っております。多くの自治体でこのような名称を使っております。

参考までに「自治体公用文章作成ハンドブック」を見ますと、訓令には宛て先を記載しなければならないとあります。これを前行署名と言うということで、訓令の記載方法は、内容に先立って受命者である訓令の宛て先、行政組織を記載するということです。

それでは、資料の2ページ目をお開きください。新旧対照表をおつけしてございます。下段が現行で上段が改正案です。

今、申し上げた前行署名式につきましては、命令を受ける組織としては事務局一般、要するに何とか課、何とか室、それから事業所、〇〇事業所、そして区立学校、〇〇学校、〇〇園、幼稚園という記載になっております。

現行の第1号では、事業所とは教育委員会所属の図書館、教育センター、校外学園管理事務所等を統括した名称と記載されてございますので、それを今回の、条例改正に伴い、「箱根校外学園管理事務所」の記載を「箱根ニコニコ校外高原学園管理事務所」と改めるというものでございまして、この訓令を受ける組織名を変えるため規程を整備するものです。またこの訓令の施行期日は、平成26年、4月1日から施行とするという内容のものでございます。

次に、議案第28号、教育委員会事務局の組織規則の一部改正でございます。4ページ目の資料をご覧ください。一部改正についての一つ目に改正理由及び内容をおつけしてございます。

一つ目の改正点につきましては、今、申し上げました校外学園条例の改正に伴い、「箱根ニコニコ高原学園」に改め、規程を整備するというものです。

二つ目は、国民体育大会の終了に伴いまして、国体推進担当課長及び国体推進担当が廃止され、また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、今後のスポ

ーツ事業のさらなる展開やスポーツ推進計画の見直しを推進するため、スポーツ企画担当（担当係長制）を設置することに伴い、規程を整備するものでございます。

左側の「参考」と書いてある左側が現行組織の図の、矢印があつて右側が改正後となります。

教育委員会事務局には、生涯学習推進課以外に庶務課、学務課、指導室、図書・文化財課がございますが、その一部を抜き出してございます。生涯学習推進課の中に国体推進担当（担当係長制）を設けていたものをスポーツ企画担当に変えるというものでございまして、もう一つが課の並びのところに国体推進担当課長を置いていたものを廃止するという内容でございます。

これも、平成26年4月1日を施行期日といたします。

戻っていただきまして2ページをご覧ください。現行と改正案対照表です。学務課の、第4項のところを「箱根ニコニコ高原学園に関すること」と変更いたします。生涯学習推進課については、第9号のところを「スポーツ推進計画に関すること」と変更いたしまして、第10号として「スポーツに関する各種大会、レクリエーション等の開催に係る企画、計画及び調整に関すること」を新設しております。

続いて、議案第29号を説明いたします。教育委員会事務局の組織規程の一部の改正です。

改正理由は、先程の組織規則の一部改正と同じでございますので、2ページ目の新旧対照表をご覧ください。第2条の生涯学習推進課のところに現行では「国体推進担当」がありますが、上段の改正案で「スポーツ企画担当」と変更するものでございます。

3ページ目をご覧ください。学校運営支援係の所掌事務を「校外学園に関すること」から「箱根ニコニコ高原学園に関すること」と変更するとともに、生涯学習推進課のところでは、スポーツ企画担当として「スポーツ推進計画に関すること」と「スポーツに関する各種大会、レクリエーション等の開催にかかわる企画、計画及び調整に関すること」としております。

付則で平成26年4月1日から施行と定めております。

続きまして、議案第30号です。文書管理規程の一部改正でございます。校外学園条例の一部改正に伴うもので、2ページ目の新旧対照表をご覧ください。これまでの説明と同じですが、「校外学園管理事務所」を「箱根ニコニコ高原学園管理事務所」と言いかえるものでございます。

施行期日は、平成26年4月1日からでございます。

続きまして、議案第31号をご覧ください。公印規則の一部を改正する規則でございます。これも2ページ目をご覧ください。教育委員会公印規則新旧対照表をおつけしております。別表第1の名称のところの3列目に現行「港区立校外学園管理事務所長印」というものを、上段の改正案で「港区立箱根ニコニコ高原学園管理事務所長印」と変更するものでございます。

3ページ目になりますが、この規則についても、平成26年4月1日から施行するというものでございます。説明は以上でございます。

甚だ簡単ではございましたが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

それぞれ名称の変更と、それから国体推進担当を廃止したという部分の改正ということですので、

特に問題はないと思いますが、これでよろしいですか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、採決に入ります。

議案第27号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議ないようですので、議案第27号については原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第28号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第28号については原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第29号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第29号については原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第30号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議ないようですので、議案第30号については原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第31号について、原案どおり可決することについてご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第31号については原案どおり可決することと決定いたしました。

議案第33号 港区立学校給食事業安全衛生委員会規則の一部を改正する規則について

○小島委員長 続きまして、日程を変更して議案第33号「港区立学校給食事業安全衛生委員会規則の一部を改正する規則について」。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、議案第33号「港区立学校給食事業安全衛生委員会規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。議案資料ナンバー7をご覧ください。

資料の構成ですが、1ページ目に規則改正案、2ページ目に新旧対照表、3ページに改正理由等が記載してございます。説明は3ページの資料にて行います。

安全衛生委員会は、労働安全衛生法に基づき、区立小・中学校の給食調理業務に従事する職員の労働安全について調査・審議するため、本規則により設置しております。

委員会の委員でございますが、平成25年度につきましては、学校給食事業総括安全衛生管理者であります次長と、労働安全または衛生に関連する職にある者ということで5人、庶務課長、学務

課長、学校施設担当課長、庶務課教職員係長、学務課保健給食係長、また、労働安全または衛生について経験を有する者で職員団体の推薦を得た者5人ということで、芝浦小、神応小、筈小、青南小、お台場学園港陽小・中の各職場代表者の計5人、以上で組織してございます。

先に当委員会でご報告しております平成26年度からの新たな給食調理業務一括を開始します筈小学校の方に今後、調理職員を配置しなくなることから、職員配置校が4校となります。そのため、来年度からの委員数について職員団体と協議を行った結果、職員団体推薦の委員については、職員配置校の代表ということで4校4人とする事といたしました。

また、関連する職にある者でございますが、現行の5人になっておりますが、職員団体推薦の委員とほぼ同数にするというふうな決めをしてございますので、こちらの方については同数の4人と変更いたします。メンバーから庶務課教職員係長を外しての4人とする予定としてございます。

施行日は平成26年4月1日でございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますか。

よろしいですか。学校給食の調理職員の数が少なくなることに伴ってということですから、これでよろしいかと思えます。

それでは、採決に入ります。

議案第33号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第33号については原案どおり可決することと決定いたしました。

議案第34号 港区立校外学園使用規則の一部を改正する規則について

議案第35号 港区立校外学園の賄料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則について

議案第36号 港区立校外学園管理事務所設置規則の一部を改正する規則について

議案第37号 港区立校外学園管理事務所処務規程の一部改正について

○小島委員長 続きまして、議案第34号「港区立校外学園使用規則の一部を改正する規則について」、議案第35号「港区立校外学園の賄料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第36号「港区立校外学園管理事務所設置規則の一部を改正する規則について」、議案第37号「港区立校外学園管理事務所処務規程の一部改正について」、この4件については改正理由が同一のため、一括して説明を受け、質疑応答後、1件ずつ採決を行いたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、そのようにいたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、議案第34号から第37号まで一括してご説明いたします。議案資料はナ

ンバー8から11までとなります。

このたびの規則改正は、港区立校外学園条例の一部改正等に伴うものでございます。資料の構成は、それぞれ規則改正案、新旧対照表、改正理由等となっております。説明は各資料の最終ページでいたします。

初めに、議案第34号「港区立校外学園使用規則の一部を改正する規則について」でございます。資料ナンバー8の41ページをご覧ください。改正する内容でございますが、規則の題名、を「箱根ニコニコ高原学園」といたします。

2点目に、「使用」の表現を「利用」にするということでございます。

3点目、休園日や使用日数の制限については、条例で規定したことに伴いまして、本規則からは削除いたします。現行規則の第2条、第5条が該当いたします。

4点目で、利用の申請、団体利用でございますが、利用の申請開始時期を特にこれまで規定してございませでしたが、3カ月前の1日から行う旨を新たに第2条で規定いたします。3カ月前の根拠でございますけれども、4月利用を想定した場合は、1月から申し込みができるということです。なぜ3カ月かといいますと、翌年度の学校行事の日程が12月までに決まるということで、学校の行事が確定した後、1月であれば団体の方の予約が可能となるということで3カ月前と決定しました。

5点目が、管理運営を指定管理者に行わせるための必要な規定を第10条から第13条まででいたします。

6点目は、このたびの改正に対応した各種様式の変更や追加がございます。

施行日は公布の日。ただし、4点目の利用申請3カ月前の1日からというこの規定につきましては、平成27年4月1日以降の利用分に適用するということとしてまいります。

次に、議案第35号「港区立校外学園の賄料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則について」でございます。資料ナンバー9の3ページをご覧ください。

改正する内容は、1点目は、規則の変更です。

次に、2点目として、規則の中の「港区立校外学園」の表記を変えるということでございます。

3点目は、「使用」の表記を「利用」にするというものでございます。

施行日は公布の日としてございます。

次に、議案第36号「港区立校外学園管理事務所設置規則の一部を改正する規則について」でございます。資料ナンバー10の3ページをご覧ください。

改正する内容は、1点目は、規則の変更です。

2点目は、規則の中の「校外学園」の表記の変更です。

3点目といたしまして、「校外学園管理事務所」の表記の変更でございます。

施行日は平成26年4月1日としてございますが、3点目の管理事務所以外の1点目、2点目については公布の日といたします。

次に、議案第37号「港区立校外学園管理事務所処務規程の一部改正について」でございます。

資料ナンバー 11 の 3 ページでございます。これについては、議案第 35 号でご説明しました改正に伴うものでございます。

改正する内容は、同様に 1 点目、規定の題名、規定の中の「校外学園管理事務所」の表記の変更でございます。

施行日は平成 26 年 4 月 1 日としてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

この件も題名を変えたり、「校外学園」を「ニコニコ学園」にするとか、「使用」を「利用」に改めるというものですから、特に問題はないかと思いたしますがいかがでしょうか。

○澤委員 議案第 34 号のところ、よく分からなかったのですが、41 ページの改正内容の 2 番目で、「使用」を「利用」に改めますとあります。ただし、「使用料」については現行どおり「使用料」と表します。というのは、どうして「使用料」がそのまま使われるのか、その理由がよく分からなかったのですが。

○学務課長 これは使用料以外の「使用」と「利用」につきまして地方自治法上の用語に合わせたところでございます。使用料をそのまま残したということは、今回の指定管理者制度導入に当たりまして、箱根ニコニコ高原学園は利用料金制をとらないため、従来どおり「使用料」でございます。

○澤委員 ほかの施設とは違って、利用料金制はとらないということですか。

○学務課長 とらないので使用料のままということでございます。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

それでは、よろしいですか。採決に入ります。

まず、議案第 34 号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第 34 号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 35 号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第 35 号については原案どおり可決することと決定いたしました。

続きまして、議案第 36 号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第 36 号については原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第 37 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第 37 号については原案どおり可決することと決

定いたしました。

議案第38号 港区社会教育委員会議規則の一部を改正する規則について

○小島委員長 続きまして、議案第38号「港区社会教育委員会議規則の一部を改正する規則について」。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、ただいま議題となりました議案第38号「港区社会教育委員会議規則の一部を改正する規則について」でございます。資料は規則の改正案文、次に規則の新旧対照表、最後に改正理由と改正内容の内容となっております。恐れ入ります、3ページをご覧ください。

今回の規則改正ですが、改正の内容欄にあります港区社会教育委員の設置に関する条例の改正に伴い、今回の会議規則の根拠となる条文の条が変更されたため、規定を整備するものでございます。また、あわせまして文言を整理するものでございます。

ページをお戻りいただきまして2ページの新旧対照表をご覧ください。下段の現行欄でございますが、現行条例の目的の中にごございます、現行条例の第4条の規定に基づき会議規則があったわけですが、この改正により条がずれました。上段の改正欄にありますように、第5条の規定に基づき会議規則を定めるものでございます。また、ほかに「および」、「おく」、「または」と文言を今回整理するものでございます。

施行日につきましては、上段の改正案の付則にありますよう、条例の改正の施行日と同じ平成26年4月1日からとしてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

これも規定の整備ということですので、採決に入りたいと思います。

議案第38号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第38号については原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第39号 港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第40号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第41号 港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について

○小島委員長 続きまして、議案第39号「港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第40号「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第41号「港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について」、この3件については改正理由が同一のため、一括して説明を受け、質疑応答後、1件ずつ採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

生涯学習推進課長、ご説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、ただいま議題となりました議案第39号「港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第40号「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第41号「港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。資料の方は、それぞれページが違っておりますが、まず最初に規則の改正案文、それから新旧対照表、最後に改正理由と改正内容の概要となったつづりになってございます。

まず初めに、資料ナンバー13の議案第39号「港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について」の資料をご覧ください。この資料の一番最後のページを恐れ入ります、23ページでございます。資料をご覧ください。

改正理由としまして、利用料金制の導入に伴いまして、これまで「使用料」としていた規定・様式を整備するものでございます。

施行日につきましては、付則にありますよう、利用料金に係る条例の改正の施行日と同じ平成26年4月1日からとしております。

ほかに議案第40号「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について」、それから議案第41号「港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について」も、同様の理由により改正手続をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

これも「使用料」から「利用料金」に変更したものに伴っての文言の改正ですが、よろしいですか。何かご質問はありますか。

特になければ、採決に入ります。

議案第39号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第39号については原案どおり可決することと決定いたしました。

続きまして、議案第40号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第40号については原案どおり可決することと決定いたしました。

続きまして、議案第41号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第41号については原案どおり可決することと決

定いたしました。

議案第42号 港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第43号 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について

○小島委員長 続きまして、議案第42号「港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第43号「港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について」、この2件については改正理由が同一のため、一括して説明を受け、質疑応答後、1件ずつ採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、綱川委員ですが、利害関係が生じる事業者の理事であります。そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、この2件の議事に参与することができません。恐縮ですが、議案第42号、43号の審議終了までご退席願います。

(綱川委員退室)

○小島委員長 それでは、生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、ただいま議題となりました議案第42号「港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第43号「港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について」でございます。資料につきましては、それぞれ最初に規則の改正案文、次に規則の新旧対照表、最後に改正理由と改正内容の概要となっております。

資料ナンバー16の議案第42号「港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について」の資料をご覧ください。この資料の一番最後のページ、3ページの資料をご覧ください。

改正理由としまして、指定管理者変更に伴い、規定を整備するものでございます。

恐れ入ります。ページをお戻りいただきまして2ページの新旧対照表をご覧ください。新旧対照表にございます収納事務の委託の第8条でございます。こちらの方は学校施設を使用する際の使用料ですが、利用者の利便性を高めるため、これまで港区スポーツセンターで納めるように取り扱ってきたところでございます。今回、指定管理者が変更することに伴いまして、今回、その収納事務の委託先を「公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団」から「港区スポーツセンターの指定管理者」という表記に改めるものでございます。

こちらの内容につきましては、議案第43号の「港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について」の資料も同様の趣旨により改正するものでございます。学校屋内プールの使用料についても、スポーツセンターで納めることが引き続きできるようにするための改正となっております。

施行日は、付則にございますよう、新指定管理者の開始となる平成26年4月1日からとさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し

上げます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 これは指定管理者の業務範囲の中に学校施設の使用料の収納事務も入っているということで改正するというそういうことですか。

○生涯学習推進課長 指定管理者が行う業務の中に、こちらの方の学校施設屋内プールの事務についても、指定管理の業務とは別に教育委員会から委託をされて、収納委託をかけて収納の事務を行うような取り決めで行う予定でございます。

○澤委員 別に委託をするということですか。では、限定的にはスポーツふれあい文化健康財団ということもあり得るのですか。

○生涯学習推進課長 今回、スポーツセンターで事務を行うということで指定管理者がふさわしいというふうに考えてございます。施設の運動場の管理も指定管理者が行っておりますので、スポーツふれあい文化健康財団より指定管理者が収納事務を行うのがふさわしい。利用者の方も分かりやすくなってございます。

○小島委員長 ほかに何かご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。

議案第42号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第42号については原案どおり可決することと決定いたしました。

続きまして、議案第43号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第43号については原案どおり可決することに決定いたしました。

それでは、綱川委員に審議に参加していただきます。

(綱川委員入室)

議案第44号 港区スポーツセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

議案第45号 港区立運動場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

議案第46号 港区立武道場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

○小島委員長 それでは、続きまして、議案第44号「港区スポーツセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」、議案第45号「港区立運動場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」、議案第46号「港区立武道場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」、この3件につきましては、制定の趣旨が同一のため、一括して説明を受け、質疑応答後、1件ずつ採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、ただいま議題となりました議案第44号「港区スポーツセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」、議案第45号「港区立運動場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」、議案第46号「港区立武道場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」でございます。資料はそれぞれの議案とも、規則の改正案文、次に規則の概要となっております。

今回、新スポーツセンターの所在地の変更、また、新施設を開設を機に、サービスの向上として在学者区分の設定、休館日の縮小、開館時間の延長などのサービス向上を図ります。これらの変更のうち、在学者区分の設定、休場日の縮小など、こういった変更は運動場、武道場についても同じ取り扱いをするため、今回あわせて運動場条例、武道場条例の施行期日を定める規則についても審議をお願いしているところでございます。

また、今回、指定管理者と年度の協定書を締結するに当たり、新施設の時期を明示する必要もございまして、新年度が始まる前のこの時期に議案の審議をお願いしたものでございます。

施行とする期日は、新スポーツセンターの開設の日、平成26年12月22日から施行するものでございます。12月22日からの施行期日を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

○綱川委員 12月22日ということですが、当初の予定が遅れたということでこうなったと思うのですが、この日程というのは今のところ確実に守られるのでしょうか。

○生涯学習推進課長 鹿島建設企業体から、7月22日当初予定だったものが12月22日ということで変更になりました。この間、12月の設定に当たっては、事業者の方に何度も確認をして確実に履行させるというふうな約束をさせてもらってございます。12月22日の開設に向けて準備に取りかかっているところでございます。

○小島委員長 ほかに何か質問ございますか。

よろしいですか。それでは、採決に入ります。

議案第44号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第44号については原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第45号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第45号については原案どおり可決することと決

定いたしました。

続きまして、議案第46号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第46号については原案どおり可決することと決定いたしました。

議案第47号 港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

○小島委員長 次に、議案第47号「港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」。指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 それでは、議案第47号「港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。資料ナンバーは21でございます。

今回の改正に当たりましては、3枚目をご覧いただきたいと思います。下線の引いてあるところが該当いたします。

一つは、東京都では新たに指導教諭を置くという改正がございます。指導教諭というのは、平成26年4月から、各教科の専門性に長け、非常に高い指導力を持つ教員を指導教諭として設置するということがございます。指導教諭につきましては、自校における校内の教員の指導力向上だけでなく、模範授業や公開授業により広く公開するという、あるいは他校の教員も含め教科等の指導技術の普及向上を図るという役割を担っております。

指導教諭につきましては、職や職内容を規定するため、規則改正を行うものです。

次に、栄養教諭の職の設置でございます。東京都教育委員会では、これまで各区市町村に1名ずつ段階的に栄養教諭を配置してまいりましたが、このたび全ての区市に栄養教諭を配置することで、職として規定するというものでございます。

そして第9条でございますけれども、ここは教務主任等の必置主任について規定しております。指導教諭も必置主任を担えるようにするための改正でございます。

説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

○綱川委員 新しい制度として指導教諭を置くということですが、服務的に例えば授業を受け持つ日数とか担任を持つのか持たないのか、名前をつけて責任だけ重くなって何も変わらないというのでは、主幹教諭制度が出来た時も結構重荷だという先生もいらっしゃるのでしょうか。

○指導室長 基本的には校長の裁量の中で担任をすることもできますし、外すこともできます。そのときの学校のメンバーによって状況が変わってくるということですので、ルール上は担任もできるということがございます。

○綱川委員 ではなくて、軽減とか、授業を2時間免除するとか、そういうのはないのですか。

○指導室長 現行の東京都の制度では、授業の免除の規定はございません。

○小島委員長 ほかに何か。

○澤委員 専門性を重視するという意味では、大事な一歩ではないかと思うのですけれども、指導室長にお聞きしますが、待遇が少しよくなるとか、そういうのはあるのですか。

○指導室長 指導教諭については、選考で選ばれます。希望する人が全てなれるということではございません。その選考につきましては、4級職選考、いわゆる主幹級選考と同じですので、給与体系も主幹教諭と同等ということになるということでございます。

○澤委員 日本が高度成長期の時代、技術屋の場合、課長とか部長にならないと世の中が「何だ、落ちこぼれているのではないか」と見てしまう傾向がありました。課長とか部長というのはマネジメントなので、技術屋ではないわけです。それが底の浅い技術で世界と渡り歩くということは、だんだん不可能になってきて、企業も専門性を大事にして技幹とか技師長のポジションを部長待遇とかで置くようにしました。教育も副校長とか校長になることだけではなくて、専門性を重視したコースもあってもいいのではないかと前から思っていたので、その一歩みたいなことになるのかというふうに思って聞いていました。

○指導室長 趣旨は今おっしゃるように、やはり教科の専門性を高めるといことと、管理職を目指して副校長、校長を目指すということは必ずしも同一ではないという中で、やはり教科の専門性にすぐれていて、ずっと研究を深め、そこで力を発揮したいという教員は一定数いるというのは実際にご覧いただけますので、そういった先生方を処遇できるようにということの指導教諭設置ということでございます。

なお、これは学校教育法の中で設置されておりますので、国レベルの設置ということでございますが、おそらく東京都はいち早く職としてやっているということだと思います。

○永山委員 すごくいいことなのですが、先生が異動になってしまうとそれが続かないとかいうことが多々あるのですが、指導教諭は、東京都の中で実際どのくらいいらっしゃいますか。

○指導室長 これにつきましては、東京都は広いものですから、ブロックに分けて、例えば港区で言いますと港区と中央区と千代田区と新宿区をブロックとしておりまして、この中で何人という割り振りがされております。

異動については、当然指導教諭同士の異動ということになりますので、今後の課題ではありますけれども、ある一定数が各ブロックでいるようにという配慮のもとに配置されていくということでございます。

○小島委員長 指導室長、改正する理由のところに「指導教諭の職を設置します」となっています。栄養教諭のことは改正理由のところに何も書いていないのですが、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭というのは、並列的に指導力の高い人として設置しているのですか。それともどこかがどうなるのですか。

○指導室長 これまで栄養教諭については、東京都では、これもやはり選考で順次各区に1名ずつ少しずつ配置してまいりました。学校には栄養士がいらっしゃるのですけれども、栄養教諭というのは、栄養士の資格と教員の資格を持つ者ということでございますので、いわゆる食に関する指導、

学校給食も含めた食育を全般的に司りまして、自校だけでなく区全体の食育の質的向上を図るという役割を担っております。

○小島委員長 今、給食の献立を担当している、栄養士さんとは直接関係ないのですか。

○指導室長 栄養士も定期的に学務課の方で集まっていますが、その中のリーダーとなる役割ですので、指導する立場ということで位置づけてございます。

○綱川委員 実質的に港区にいらっしゃる栄養士さんの中で教員資格を持っていらっしゃる方というのは、何人か実際にはいらっしゃるのですか。

○指導室長 栄養教諭としては、今現在、港区に1名おります。退職になりますので、また新たな配置ということになっておりますけれども、今いる栄養士さんの中で教諭の資格をお持ちの方の正確な数は把握できていませんが、そんなにいるものではないと認識しています。

○綱川委員 今のお話ですと、今度の4月の異動のときに配置の見込みがあるということですね。

○指導室長 東京都は段階的に配置してまいりまして、全区市の方に配置するということまで来ましたので、今後は必ず1名は配置できるであろうということで本格実施ということだということです。

○小島委員長 勉強不足で恐縮ですが、今、港区に1名いらっしゃる栄養教諭は実際どこかの学校に所属して、栄養に関する実際の教諭としての仕事をどんな形でしているのですか。

○指導室長 港南小学校に1名配置しております、非常に大きい学校ですので、当然給食に関するもの、あるいは港南小学校は研究発表会のときに食育をやりましたけれども、その中心になって研究を進めた人材でございます。当然区全体をいわゆる食に関する指導、あるいはアレルギーなども含めまして全体的に指導する立場ですので、学務課が定期的に栄養士が集まった研修会等やっておりますけれども、その中で指導的な役割ということでございます。この方は今年度定年退職ということで、来年度新たに同じ学校に配置できるということでございます。

○学務課長 今、室長が言われました栄養士の集まりということですが、毎月1回給食連絡会という名称で栄養教諭を筆頭に栄養職員と学務課で配置している非常勤栄養士、全体で27名おりますけれども、集まる機会がございます。その中で情報交換とともに、今では栄養教諭のコーナーをつくりまして、港南小学校の食育の取り組みなどを例にして報告していただくことがあれば、機会を設けております。会が終わった後でも、若手職員が何か聞きたいことがあれば先生のところに皆さんが行って、いろいろアドバイスいただいたりするなど、十分に実力を発揮していただいております。

○小島委員長 分かりました。

ほかに何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、この程度にして採決に入ります。

議案第47号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第47号については原案どおり可決することと決

定いたしました。

議案第32号 学校職員服務取扱規程の一部改正について

○小島委員長 次に、日程を変更いたしました議案第32号「学校職員服務取扱規程の一部改正について」を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 日程を変更していただきまして、ありがとうございます。それでは、議案第32号を議案資料ナンバー6を用いまして説明させていただきます。

まず、港区の地域防災計画につきましては、平成24年に修正され、これに合わせて港区の災害対応マニュアルも改訂されました。災害時の応急対応業務を明確にするにあたり、教職員のとるべき行動について規程を整備するため今回一部改正を提案させていただきました。

まず、資料の4ページ目をご覧ください。4ページ目には防災危機管理室が作成しました「災害対応マニュアル（平成25年6月改訂版）の位置付け」を参考資料として添付してございます。

まず、災害対策基本法がございまして、そのもとに東京都の地域防災計画や、港区の地域防災計画がございまして、平成25年に修正がされましたが、第3部に、震災の応急対策計画が定められており、赤枠で囲ってありますように応急対策業務が定められております。それをマニュアル化したものが港区の「災害対応マニュアル」で、昨年6月に改訂されております。

しかし、業務の個別性が高く、詳細な事項については、災害対応マニュアルの記述ではなじまなかったり、規程しきれないものがございまして、各課個別のマニュアルとして整備して、関係各課において作成、更新することとされております。下の青い枠がこの個別マニュアルの説明ですが、後ほど報告事項で報告させていただきます「学校行動マニュアル」が、正に各課における個別マニュアルであり、現在作成を進めているものでございます。

1枚お戻りいただきまして、3ページ目の資料をご覧ください。「学校職員の服務取扱規程の一部改正について」の改正理由と施行日でございます。

改正理由ですが、区市町村の教育委員会につきましては、非常災害時において、地教行法の43条に規定する服務監督権限に基づき、県費負担教職員を災害対策業務等に従事させる職務命令を発することとなります。

平成24年に修正しました港区の地域防災計画では、東日本大震災の教訓を踏まえ対応するため、教職員を災害対策本部員に明確に位置づけ、あわせて平成25年6月に港区災害対応マニュアルを改訂いたしました。港区災害対応マニュアル改訂に伴いまして、個別マニュアルを作成することとなり、今回、学校を対象として災害時行動マニュアルを作成しているところでございます。

現在、教職員については、学校職員服務取扱規程により、火災その他の非常時に臨機の処置を行うこととなっておりますけれども、港区地域防災計画において明確に災害時の行動が位置づけられたために、このたび学校職員服務取扱規程の一部を改正することにいたしましたものでございます。

もう1枚お戻りいただきまして、2ページ目の新旧対照表をご覧ください。下段が現行、上段が

改正案でございます。今の服務取扱規程の第21条の第1項に第2項を付加するもので「職員は、非常災害の場合においては、別に定めるところに従い執務しなければならない」という条項を加えるものです。

付則としまして、この訓令については、平成26年4月1日から施行することとさせていただきます。

そして、別に定めるところというのが、この後に詳しく説明をさせていただきますけれども、学校の災害時行動マニュアルを中心とした港区の地域防災計画です。このような条項を付加することによりまして、学校の教職員の行動をより明確化するというところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○小島委員長 学校職員服務取扱規程は、港区教育委員会の規程ですか。

○庶務課長 はい。港区教育委員会の規程です。

○小島委員長 この規程に基づいて、別に定めるところに従い執務しなければならない。別に定めるところとして港区災害対応マニュアルなのですか。

○庶務課長 別に定めるところというのは、港区の防災計画に定められている内容と先程説明をさせていただいた港区の災害対応マニュアルや、さらにそれを具体化した個別のマニュアルなどがございます。

○小島委員長 それでは、ご質問等ございますか。

○綱川委員 港区の規程には「学校職員」と書いてあるのです。例えば1ページ、「1」とページがついているところの「学校職員服務取扱規程」と書いてあって「職員」と書いてあるのです。東京都の方の規定だと「県費負担教職員」と書いてあります。マニュアルを見ると教員が入っているのですけれども、職員といった場合、教員も入れているのですか、入っていないのですか。

○庶務課長 学校職員服務取扱規程の中には職員の定義がございます。その定義では、まず、幼稚園教育職員の勤務時間や休日・休暇等に関する条例2条に規程する職員ということで幼稚園の教育職員、第2条の第2号に、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する教職員ですので、校長、副校長、主幹教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭、指導教諭、教諭講師、事務職員、全て含まれております。

○綱川委員 条文の方には「職員」と書いてあって、一般に職員というと区民などは主事さんとか区費の方しか思わないので、分かりづらいのではないかなと思うのですけれども、「別に定めるところに従い執務しなければいけない」と書いてあり、よく理解できないような文章だと思うのですけれども、こういうのは分かりやすくすべきと思います。

○庶務課長 先程読み上げた学校職員の服務取扱規程の第2条にまず職員の定義がされていますので、職員のところについては、改めてそのような重複した記載はしないというのが条文の整理の仕方であるというのが一つございます。

それから、「別に定めるところに従い」というのが非常に分かりにくいというご指摘でございますけれども、災害時における職員の規範的なものとして、地域防災計画がございまして、災害対

策基本法を根拠としている計画であることは先程みていただきました。全ての職員、私たちも含めた職員が、震災時に港区の地域防災計画の中で色々な役割を果たさなければならない。というのが決まっているのですが、具体的にどんなことをやりなさいというようなものは計画の中だけでは不十分なので、マニュアル化しています。

ただ、マニュアルも、災害対策本部からの色々な部署のマニュアルまで全てを一つのマニュアルに定められませんので、より個別のマニュアルもつくって補っていきましょうということです。別に定めるところというのが色々なものがそこに含まれていると考えていただいて、ある意味苦肉の策なのですが、別に定めるところというのがそういうものを指すというところでご理解いただけるとありがたいと思います。

○**綱川委員** 理解していないわけではなくて、あそこの条文はこっちを見て、この規則を見て、この規程を見てというのでは分かりにくいということです。一般の人が分かるようにしておいた方がいいと思いますので、今後、分かりやすいようにしましょうという提案です。

○**小島委員長** 学校職員服務取扱規程も、第2条を見れば職員の範囲が明らかになるというのですが、綱川委員が言われるように表題だけでも学校の教職員と分かるようにした方がいいのではという提案ですね。

○**綱川委員** 一般論でいくと、職員というと区費の人で用務主事の方々で、教職員というのは何ですかというと、先生も含めた方たちですという説明を今まで普通は受けているわけです。

○**小島委員長** もう1点、先程私も「別に定めるところに従い執務しなければいけない」というところを質問したわけですが、やはり義務なのです。義務というのは範囲がはっきりしていないと、義務を履行したのか、義務に違反したのか、明らかではありません。義務違反があれば当然懲戒の対象になるわけですから、別に定めるところというのはもう少し分かりやすすないと、職務違反があるのかどうか判断ができなくなります。厳密に読めばよく分かるのですが、一般の学校の先生が読んでも分からないと服務規律に違反するのかどうか分からないということになるので、服務規律は明確でなければならないと思います。

○**綱川委員** 3年前の3月11日の東日本大震災があったときに複数ですが、ある小学校に夕方飛んで行ったら、ほとんど学校の先生は残っているのですけれども、区費の職員はみんないなかったのです、命令系統が違うから難しかったとか、強制できなかったとか、そういう話もありましたので、実際に現場が本当にこれで動くのかなというのがあります。パチッと決めておいた方がいいのではないかということです。

このときも防災協議会が小学校単位にしかなかったので、中学校はどうしたらいいのかとか、実際に3.11の件を検証してやっているのでしたら、小島委員長言われたように、校長なり避難所の最高責任者になった人たちがうまく動けるような形にしておかなければならないと、私は思います。

○**教育長** ここだけの説明でも、やはり具体的に別に定めるものということが分かりにくいと思います。口頭で地域防災計画で定められている、あるいはその下にさらに詳しい災害対応マニュアル、

さらに各校・園別の災害時にとるべき行動のマニュアルをつくっていくということですが、それが具体的にどういうものなのかというのを示さないとなかなか分かりにくいので、これは資料のそろえ方に不足がありました。防災計画でも必要な記述のところを抜粋して参考資料としてつけるとか、災害対応マニュアルの該当する箇所を抜粋して参考資料としてつけるなど、配慮が必要だったと思いますので、今後は分かりやすくしたいと思います。

○小島委員長 そのような要望をさせていただいて、この件はこの程度にしたいと思いますが、ほかにありますか。

○永山委員 先程もお聞きしたのですが、先生方はやはり他区に異動しますので、東京都としては先生方は災害時どうするとか何か決まりがあるのでしょうか。

○指導室長 東京都の職員であれ何であれ、我々は公務員ですから、当然災害時にはそれについて役割を持って対応するというのは当然です。次の報告資料である学校の災害時行動マニュアルを見ていただくと分かるのかなと思っていましたが、区の職員であろうと、それから都の職員であろうと、役割は同じと私は考えております。

○教育長 次の報告事項の説明と議案の説明を一緒にした方がいいのではないかと思いますので、議案の審議を保留にして次の報告事項に移ったらいかがでしょうか。

○小島委員長 それでは32号の採決の前に報告事項をやりましょうか。

日程第2 教育長報告事項

1 区立幼稚園、小・中学校等災害時行動マニュアルについて

○小島委員長 それでは、議案第32号の採決は留保して、日程第2、教育長報告事項の1の「小・中学校等災害時行動マニュアル」、を説明いただいて、よく勉強した上で採決に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

○庶務課長 議案の資料として分かりやすい資料の添付が不十分で誠に申し訳ございませんでした。それでは、報告事項とさせていただいておりますが、教育委員会資料の1をご覧くださいと思います。

まず、参考資料としまして、議案資料と同じものですが「災害対応マニュアルの位置付け」、それからA3版の参考資料の2、以前教育委員会において報告させていただきましたけれども、「港区の地域防災計画平成24年修正の概要」です。改めて平成24年にどのような計画が定められたかを見ていただく意味も含めてこれからの資料をご用意させていただきました。

まず参考資料の2をご覧ください。左側の3番目、計画修正に当たっての視点です。東日本大震災を受けて、港区災害対策本部体制における総合支所機能の強化、帰宅困難者対策、避難所運営、災害時要援護者対策、高層住宅対策などに多くの課題が見えてきました。そこで、現状と課題を整理した上で具体的な対策を取りまとめ、この計画に反映しております。

では、港区地域防災計画平成24年修正のポイントをご覧ください。

(1) では、東日本大震災の教訓を踏まえた対応としまして、災害対策本部組織の変更、避難所機能や備蓄の考え方の見直しと名称変更、要救護体制の強化、そして教職員を災害対策本部員に位置づける等の説明がされてございます。

(2) では、防災対策基本条例の理念の反映、そして(3)として港区地域防災計画に女性の視点を反映させる部会の提案の反映、(4)として法律改正の対応や、(5)として計画の体系の追加見直し、そして(6)として港区防災まちづくり整備指針との連携などを盛り込んだ計画として平成24年に修正したものでございます。

参考資料の1をもう一度ご覧ください。港区の地域防災計画では第3部に災害応急対策計画がございまして、計画の修正に伴い港区の災害対応マニュアルが改訂をされました。地域防災計画の震災編も、災害の対応マニュアルも非常に厚かったので、今回は1部だけご用意しましたので容赦いただきたいと思います。以前に報告しておりましたので、それを少し思い出していただきまして、その上で港区の災害対応マニュアルでは十分ではないことから各幼稚園、小学校、中学校別に災害時の行動マニュアルとして定めていくことといたしました。今回、区立の芝浦幼稚園と六本木中学校のマニュアルが完成形に近いものでできてきましたので、ご覧いただけるよう資料として添付してございます。

まず、港区立芝浦幼稚園の行動マニュアルをご覧いただきたいと思います。1枚おめくりいただきますと目次がございまして、ここにはページ数が振ってございませぬ。なぜページ数を振っていないかといいますと、今後改訂が必要となったときや、あるいは付加したり補足が必要なところについては、加除が簡単にできるようにページ数を振らないでまとめております。

目次をざっと見ていただきますと、第1章が首都直下地震を想定した学校の教職員の災害対応全般について、第2章が事前対策、平時からの取り組み、そして第3章が災害後の対応、次のページにいきまして第4章として教育活動の再開という大きな4章構造となっております。

これまでは学校には災害時の行動マニュアルとしてではなく危機管理マニュアルとして、大災害のときには取るべき行動について各学校で定めていただいていたいたしました。今回は区の一連の防災対策に対応する形で1校ずつ、あるいは1園ずつこういうマニュアルをつくっていただくことにしております。その特徴的なところをざっとご覧いただきたいと思います。

まず、事前対策で2-4-3をご覧ください。幼稚園施設の課題箇所を写真で、2-4-4では図面などでお示ししてございます。

ページの右上のところに2-いくつという形で書いてございます。まず2-4-3をあけていただきますと、現在の幼稚園の状況を分かりやすく表記しており、2-4-4では屋外の点検箇所、次の2-4-5では、幼稚園施設の課題箇所を図面で表記しています。

そして、2-4-6では負傷者の発生状況で、このような負傷者が想定されるということをもとに、続いて次のページでは災害拠点病院を記載しており、このような人が出たときはどこに搬送すればよいか、連絡すればよいかなど分かりやすいマニュアルとしております。

続いて2-4-7では、一時避難や屋内避難を想定し、避難場所等をそれぞれの園、あるいは学

校で考えていただいたものをこのマニュアルの中に入れていただくという内容になってございます。

災害後のところでは、例えば災害後の対応の第3章では、3-3-1を見ていただきますと、避難誘導の仕方が記載されています。その下に3-3-1の①では、芝浦地区では大津波などの警報の発令があった場合にどういふ対応をしなければならないかということもあわせて、その園特有の対応というものも盛り込むような形でマニュアルを作成しております。

第4章以下では教育活動の再開としまして、暫定的な授業や幼児の心のケアの考慮などもこの中に盛り込んでございます。

少しお戻りいただいて、2-1-1をご覧ください。事前対策のところになりますけれども、2-1-1という項目で、幼稚園でも学校でも同じように、学校や幼稚園の本部という名称にしてありますけれども、本部職員のもとに安否の確認班や救出・救護班、消火・巡視班などをつくっていただいて、具体的にそれぞれの職員が対応に当たります。そして2-1-2でありますように、在勤時、通勤時の態勢のもとで、それぞれの教職員が役割を担うような具体的なマニュアルとして今後使っていただけるよう作成してございます。

このような各学校、あるいは幼稚園ごとのマニュアルを完備するのですが、これらをすべからず規程の中に盛り込むことは困難ですし、また、災害対策本部からの指令にも使わなければなりませんので、それらのものも全部ひっくるめてという意味で「別に定めるところ」という表現を使っています。分かりにくい表現かもしれませんが、「別に定めるところに従い執務しなければならない」という条項を今回付加したいということでございます。

災害時行動マニュアルの報告については以上でございます。あわせてご審議いただきますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの庶務課長の説明に対して何かご質問ございますか。

○綱川委員 土・日に起こった場合はどうするのでしょうか、子どもたちがいないからいいのかなという部分もありますが、3.11のときを思うと、地域防災協議会は、小学校単位で設置されていますが、そこのことがどこにも書かれていないのです。幼稚園も中学校も。自分たちも被災者になる可能性はあるのです。学校には避難者が、まず来るわけです。そのときに誰がその人たちの、面倒を見るのでしょうか。地域防災協議会の人たちも、自分たちが災害に遭ってしまっているから来れなかったりします。3.11のときはほとんど学校に集まれなかったことを考えると、その仕切りもきちんとしておかないといけないと思います。学校のマニュアルは完璧かもしれないのですが、そういう学校の使われ方に対する先生たちの負担を考えると、その視点をマニュアルのところへ入れていただきたいと思います。

○教育長 避難所の運営ですが、防災協議会が避難所の運営については主体的にやるということで、基本的に区民避難所ごとに、協議会による運営マニュアルがほとんどできていると思います。

かつては、避難所の運営に学校の校長以下が携わる形になっていましたけれども、規程が変わって基本的には避難所は地域の方が運営し、これについて教職員は支援をする、そういう形に今回位置づけられました。ですから、避難所運営マニュアルは別に整備されているということです。

学校と防災協議会との関係性については、若干の記述は必要かも分かりません。

○**庶務課長** 実際申し上げますと、区全体の対応マニュアルを昨年の6月につくったのですが、先程申し上げた個別のマニュアルをさらに深化させて、より有効なマニュアルをつくっているところでございます。残念ながら個別マニュアルをつくることでまだ精いっぱいなところがございます、学校の避難所運営マニュアルと学校の行動マニュアルとのつき合わせを今後していかなければなりません。その中で学校の先生方の役割も学校によって変わってくるところもありますので、基本的な線を押えながら、区全体として避難所運営や施設の役割を定めながら、必要に応じて改訂していきたいと思っております。それと同時に、訓練も行ってまいります。

○**綱川委員** 体系が見えてなかったのもそういう発言になってしまったのですがけれども、区民が被災した場合に学校へ行ったときに、誰が本部長ということではなくて、ふだん見ている校長に「校長、どうにかしてよ」というのが一番よいと思うのです。ですので、やはり学校の先生たちが子どもたちのことに専念できるような形にして、区の職員をどう配置するとか、きちんとしておかないと、非常時に対応できないと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○**永山委員** 地域の防災協議会等で、災害時のマニュアル作成に携わってきました。このような現実的な形ができて本当にありがたく、今後も他の学校、幼稚園、内容等、広げていきいものにしていけたらと思っております。ここまでしていただいて本当にありがとうございます。

○**小島委員長** ほかに何か質問ございますか。

この芝浦幼稚園と六本木中学の災害時行動マニュアルは、先程の参考資料1の一番下の災害時の業務における各課個別マニュアル、ここになってくるということですね。分かりました。

教育委員会としての個別の災害対応マニュアルとか、そういうのはつくるのですか。

○**庶務課長** 教育委員会も非常時には災害対策本部組織員になりますので、基本的にはこちらの災害時対応マニュアルがまずあって我々の行動が決められております。

○**小島委員長** 分かりました。

ほかに何かございますか。

では、報告については、これでよろしいでしょうか。

日程第1 審議事項

議案第32号 学校職員服務取扱規程の一部改正について

○**小島委員長** それでは、議案第32号に戻りまして採決に入ります。

議案第32号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**小島委員長** それでは、ご異議ないようですので、議案第32号については原案どおり可決することと決定いたしました。

日程第2 教育長報告事項

1 区立幼稚園、小・中学校等災害時行動マニュアルについて

○小島委員長 日程第2、教育長報告事項の1「区立幼稚園、小・中学校等災害時行動マニュアルについて」、今、説明いただいたので、これはこの程度でよろしいですか。

2 寄付の受領について

○小島委員長 それでは、続きまして、「寄付の受領について」。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、教育委員会資料のナンバー2をご覧ください。これは庶務課で1月に各学校、幼稚園に調査をいたしまして、3月上旬に10件の回答があったということのものを一覧にしたものでございます。

卒業に当たりまして、一番左側に受領先の学校や園、そして寄付申出者、寄付物品（規格等）、見積の総額、そして卒園園児数、一番右端には1人当たりの負担額を割り出したものを記載してございます。

一番下の青南小学校の紅白幕につきましては、結構金額の大きいものとなっております、PTAのベルマークの収集活動による購入のために、お一人お一人のご負担はなかったという報告がされてございます。

簡単ですが、報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

○綱川委員 これは教育委員会事務局から「何か寄付がありましたか」という問い合わせに対して回答をしてくれているのか、ただ単に学校から自主的に報告しているところだけなのか、どちらでしょう。

○庶務課長 1月に全園、全校に調査をかけております。そして、PTAなど卒業生の方々などから、卒業を契機にして寄付があり教育委員会に報告いただいたものが、この10件であったということです。

○小島委員長 ほかにありますか。

○永山委員 細かいことですが、卒園園児数という見出しなのですけれども、小学校もいるので、これだと幼稚園だけのように見えてしまいます。

○庶務課長 今後このようなことがないように注意いたします。

○小島委員長 ほかによろしいですか、この件は。

3 平成26年度予算特別委員会の総括質問について

○小島委員長 続きまして、「平成26年度予算特別委員会の総括質問について」。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、平成26年度第1回港区議会定例会の予算特別委員会の総括質疑について、ご報告させていただくものでございます。

六つの会派から質問がございまして、自民党の鈴木たかや委員以下、みんなの党の榎本委員まで

の質疑をまとめております。

では、1ページ目をご覧ください。自民党の鈴木たかや委員から、教育についてということで道徳教育についての質問、二つ目は領土問題を正しく教えることについてのご質問がありました。

答弁の要旨は、1ページ目の内容をご覧くださいと思います。

続いて、2ページ目の公明党の古川委員です。「読書手帳」の導入を検討していただきたいという内容のご質問がございました。

続きまして、みなと政策クラブのなかまえ委員からは、情報教育について、それから二つ目が図書館の外国人利用者へのサービス向上について、そして3番目に図書館の魅力創出について、引き続き4ページ目をご覧くださいますと4番目に小中学生の海外派遣事業について、5番目としましては小中一貫教育先行実施校の検証結果について、6番目に小中一貫教育先行実施校の効果についての質問がございました。

続きまして、共産党議員団の大滝委員からは、一つ目が就学援助の平成26年度の対応について、それから就学援助の新入学学用品の前倒し支給についてという質問がございました。6ページですが、脳損傷事故防止についてということで、各款審議のときに時間がなかった部分が総括質問で行われています。3番目としましては、教職員の過重労働をなくすことについてという質問が改めてございました。

続いて、一人の声の阿部浩子委員ですが、就学援助について、共産党の大滝委員と同じ質問がございました。

最後に、みんなの党の榎本委員から、いじめにおける弱者への対応と今後の取り組みについてという質問がございました。

簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

なければ、この案件はこの程度とします。

4 港区立箱根ニコニコ高原学園の指定管理者の公募について

○小島委員長 次に、「港区立箱根ニコニコ高原学園の指定管理者の公募について」。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「港区立箱根ニコニコ高原学園指定管理者の公募について」ご説明いたします。資料ナンバー4になります。

箱根ニコニコ高原学園に新たに指定管理者制度導入するに当たりまして、公募により事業者を募集いたします。

資料には1番から対象施設の名称、所在地、指定期間でございますが、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間、公募単位は、単独の施設で公募いたします。

今後のスケジュールでございますが、4月15日から公募を開始いたしまして、5月30日まで1年半受け付けをいたします。

その後、応募事業者につきまして書類による一次審査、また、プレゼンテーションとヒアリングによる二次審査を行いまして、8月中には指定管理者候補者を選定いたします。そして、平成26年区議会第3回定例会で事業者指定の議案を提出の上、決定をいただきまして、引き継ぎ等を行い、平成27年4月1日から指定管理者による管理運営を開始する予定としてございます。

説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますか。

○綱川委員 使用料で行うということでしたが、そういうことは、インセンティブが生じるような利用料金で付加価値がついて、指定管理者が独自に何か行うとか、そういうのはないのですか。催し物を企画するとか。こういうところの指定管理をする業者というのはあるのですか。

○学務課長 使用料が占める割合は極めて低く、利用料金制によるインセンティブがないのですが、事業につきましては、学校の移動教室、夏季学園の運営の支援については、ぜひ提案をしていただきたいなと思っております。ここに至るまで色々他区の動きなども調査しまして、23区で30施設ぐらいありまして、約半数に指定管理者制度が導入されております。見ますと、例えばホテルだとかを運営している事業者、もしくは企業の保養所だとか研修所を運営しているような事業者が指定管理者となっておりますので、そういったところを含めて多くの事業者の応募を期待しているところでございます。

○小島委員長 よろしいですか。

それでは、この件はこの程度でよろしいですか。

5 平成26年度就学援助について

○小島委員長 次に、「平成26年度就学援助について」。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「平成26年度就学援助について」ご報告いたします。

生活保護基準の見直しが平成25年度から行われまして、平成25年度につきましては、区といたしましてできる限り影響を及ぼさないようにと区の方針を示してまいりました。平成26年度に対しては、改めましてこのたび「平成26年度港区生活保護基準見直しに伴い他制度に生じる影響への対応方針」としてまとめましたので、教育委員会に關係する就学援助についてご説明をいたします。

初めに、資料ナンバー5-2をご覧ください。こちらが区としての対応方針でございます。初めにこれまでの経過がございます。国では、平成25年8月から3年間かけて生活保護基準を段階的に見直すとしてございます。昨年8月の見直しの際には、就学援助の場合は準要保護と認定する際の見直しとなる所得基準額を、毎年度当初に定めているところから、年度途中の見直しが直接影響することはなかったということでございます。しかしながら今回、昨年度8月の見直しとこのたびの4月の見直しが影響を及ぼすということでございますので、保健福祉支援部とともに全庁的な検討を重ねて、このたび方針として取りまとめたところでございます。

資料5-2の1ページの下の方の2番、平成26年度の対応というところをご覧ください。就学

援助は、全ての児童・生徒の義務教育を受ける権利を保障するとともに、教育の機会均等を図るため、経済的な理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対しまして、就学に必要な経費の援助を行うというものでございます。

国におきましては、就学援助の要保護者の援助費2分の1を国庫補助しているところでございますが、生活保護基準の見直し以前、つまり平成25年度の当初に就学援助を受けていた場合は、見直した後、それ以降も国の補助対象とするということで平成26年度の国の予算に計上しているところでございます。

このことを踏まえまして、区におきまして平成26年度の就学援助については、影響を受ける方、いわゆる準要保護者ということになりますけれども、平成25年4月1日の生活保護基準を適用して所得基準額を定めていくということ具体的の方針としております。直接の説明は、裏の2ページの2番の対象のところの後段の2行で就学援助についての具体的な記述をしてございます。

資料の5の方にお戻りいただきまして、就学援助の受けられる方ということで対象の方を記載してございます。港区にお住まいで国公立の小・中学校に在学する児童・生徒の保護者、資料1の(1)から(3)までのいずれかに該当する方ということでございます。今回、(3)の基準所得額の算定をする際は、平成25年度当初の4月1日の基準をもとに所得額を維持していくということにより影響を及ぼさないということとしてございます。25年度の認定者数による推計ではございますけれども、全体の3%、50数名に影響が出るという試算はしてございます。

周知につきましては、ご覧のとおり4月1日号の『広報みなと』、また、教育委員会発行の『教育のひろば』4月号、港区ホームページの掲載のほか、区立小中学校を通じて全保護者に案内のチラシをお配りします。また、国立や他区の区立小学校に通っている方につきましては、保護者に直接お知らせをして漏れのないようにしてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますか。

○澤委員 詳しいことは分からないのですが、確かに新聞等で話題になっていた生活保護を受けている方の収入と、いわゆる若者などの低所得者の収入とが逆転というか、生活保護の方が、保護費として多く受給されているということで見直しがされるということなのでしょうけれども。今、学務課長が言われたように、そのまま適用してしまうと、港区の場合は50数名ぐらいに影響が出るということで、見直し以前の生活保護基準をもとに算定、判断すると、50名の方は大体救われということなのですか。

○学務課長 そのとおりでございます。

○小島委員長 平成26年度はそういうことですが、平成27年度については今後の検討課題なのですか。

○学務課長 今回、平成26年度の方針として決めました。また、平成27年度についても、生活保護基準の見直しが予定されておりますので、やはり国等の動向を踏まえて、区として何らかの方針は立てるといえることになろうかと思っております。

○小島委員長 教育の問題だから、子どもたちが親の収入によって勉強の質が落ちるとか、そういうことはやはり義務教育の段階であってはならないと思います。できる限りの救済をしていただけるように、色々な基準とか制約あるかもしれませんが、なるべくそういう方向でいきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

それでは、この案件はよろしいですか。

6 生涯学習推進課の4月事業予定について

○小島委員長 次に、「生涯学習推進課の4月事業予定について」。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、「生涯学習推進課の4月事業予定について」ご報告いたします。資料ナンバーの6をご覧ください。

4月の事業予定ですが、タグラグビー教室を4回予定をしております。

簡単ですが、報告は以上になります。

○小島委員長 何か質問ございますか。よろしいですか。

7 平成26・27年度港区青少年委員の委嘱について

○小島委員長 それでは、続きまして、「平成26・27年度港区青少年委員の委嘱について」。生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、港区青少年委員の委嘱についてご報告をいたします。資料ナンバーの7をご覧ください。

教育委員会では、青少年教育の振興を図ることを目的に、各地区からご推薦をいただいた方々に青少年委員を委嘱し、地域の青少年活動や少年団体の育成にご尽力をいただいているところでございます。

青少年委員の委嘱の期間は2年間で、平成26年の3月31日をもって期間が満了いたします。このたび、次の平成26年度、27年度の委員として、26年4月1日付で委嘱の手続を進めておりますので、ご報告をするものでございます。

資料にございますよう、六本木地区におきましては推薦の依頼中でございます。現在、地区において候補者を選考していると聞いてございます。候補者を推薦いただき、速やかに委嘱の手続を進めたいと考えているところでございます。

簡単ですが、報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますか。

六本木は、推薦があり次第任命するというところでよろしいですか。

○生涯学習推進課長 地区の中で今、選考を進めていただいているというふうに聞いてございます。

○小島委員長 この件は、よろしいですか。

8 平成26・27年度港区スポーツ推進委員の委嘱について

○小島委員長 それでは、続きまして、「平成26・27年度港区スポーツ推進委員の委嘱について」。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、港区スポーツ推進委員の委嘱についてご報告をいたします。資料ナンバーの8をご覧ください。

スポーツ基本法では、「市区町村の教育委員会は、スポーツの推進にかかわる体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解を持って、熱意、能力を持つ者の中からスポーツ推進委員を委嘱するもの」としてございます。

スポーツ推進委員は、スポーツ推進のための事業の連絡調整や、スポーツに関する指導・助言を行う役割を担ってございます。

スポーツ推進委員の委嘱の期間は2年間で、平成26年3月31日をもって今回委嘱期間が満了いたします。このたび、平成26・27年度の委員として、平成26年4月1日付で委嘱の手続きを進めておりますので、ご報告をするものでございます。

こちらの資料にございますよう、六本木地区におきましては、推薦の依頼中で、まだ候補者の委員の名前が記載をしてございません。昨日、履歴書等の関係書類が届きましたので、また手続きを進めまして改めてご報告をさせていただきたいと考えてございます。

26年度・27年度港区スポーツ推進委員の委嘱についての報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますか。

よろしいですか。

9 図書館・郷土資料館の4月行事予定について

○小島委員長 続きまして、「図書館・郷土資料館の4月行事予定について」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 図書館・郷土資料館の4月の行事予定につきまして、教育委員会資料ナンバー9でご説明させていただきます。

まず1ページ目、映画会、おはなし会と定例のものになってございまして、2ページに移りまして、25日にたかはま保育園でのおはなし会ということで、このように予約が入ってございます。

また、3ページの方に移りまして、図書館サービスとしまして港南の郷で出張映写会、これは16ミリを持っていきますので映写会となっております。それとその他のところの24日、プレママおはなし会、お母様のおはなし会ということで、このようなものを予定してございます。

この中で、先程の港南の郷の予定数、また、プレママおはなし会のところの予定数が「なし」となっておりますが、これは利用制限を設けていないということで、予定数は来ていただいた方全てを対象にするということで「なし」という表記にさせていただきます。

めくっていただきまして5ページの方、4月は、現在も「新収蔵資料展」ということで、平成25年に受け入れた古記録等を郷土資料館の方で展示する予定としてございます。

以上、簡単ですが報告させていただきます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。
よろしいですか。

10 港区立麻布図書館サービスセンターの閉鎖について

○小島委員長 続きまして、「港区立麻布図書館サービスセンターの閉鎖について」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 港区立麻布図書館サービスセンターにつきましては、従前、当教育委員会におきまして、契約の解除について、7月末で契約解除ということでご報告をさせていただきましたが、実際のサービスセンターの閉鎖につきまして、閉鎖時期を定めましたので、ご報告申し上げるものです。

麻布図書館サービスセンターは、麻布図書館改築期間中の代替施設として運営してきておりましたが、平成26年7月1日の新麻布図書館の開設に伴い、下記のとおり閉鎖いたします。

閉鎖時期、平成26年5月31日とさせていただきますと思っております。

その理由ですが、サービスセンターで使っております図書資料、図書館システムの機器類及び家具類を引き続き新麻布図書館において活用することから、移設等の期間が必要なため、新麻布図書館開設の1カ月前といたします。

区民への周知方法ですが、今後、区民文教常任委員会等に報告して、その後、区立図書館内に展示、『広報みなと』には5月21日号に掲載する予定としてございます。

その他としまして、新麻布図書館の7月1日の開設に合わせ、事前に開設式典及び内覧会等を予定してございます。

裏面の方をご覧ください。7月1日のオープンから追いかけていきますと、下のところに記念式典・内覧会等、第4週目で計画してございまして、そこから追いかけていくと、第3週の方で麻布図書館サービスセンターから図書資料の移設、その前週で家具等の移設、システム機器の移設で、6月の第1週から麻布図書館サービスセンターにあります現在の図書資料等の梱包、システム機器の取り外しをしていきませんと、システム機器の導入や図書類の装備が間に合わないということがございまして、5月31日に閉鎖をさせていただきますのご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますでしょうか。

○綱川委員 5月31日にサービスセンター閉鎖で、区報に載せるのは5月21日というのは10日前ですが、これは間違えではないのですか。

○図書・文化財課長 『広報みなと』の方に掲載するのは5月21日でございますが、4月の常任委員会に報告した後に、図書館内のチラシ等で周知させていただきたいと考えていますので、『広報みなと』に載るのは5月21日を予定してございます。

○小島委員長 この件はこの程度でよろしいですか。

11 4月指導室事業予定について

○小島委員長 続きまして、「4月指導室事業予定について」。指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 それでは、資料ナンバー11です。今年度は、カレンダーが4月1日が火曜日ということでスタートいたします。辞令交付式・伝達式から始まりまして、2日の入学式、そして各種研修会の第1回目がスタートいたします。来年度新しく取り入れた研修が体罰防止研修会ということで、3回やるのですけれども、幼小中、校種ごとに分けて、第1回目は小学校の教員対象です。

アンガーマネジメント、アンガーというのは怒りの感情をマネジメント、コントロールするというような内容の研修会で、体罰事故の発生については港区においても例外ではなく、引き続き後を絶たない状況がある中で、先生方が怒りの感情をついかとってということがないようにしたいということで新たに取り組むものでございます。日本アンガーマネジメント協会というのがあります。もともと米国生まれの考え方だそうなのですが、そのノウハウを生かして研修をやって、先生たちの啓発を図るということで考えております。

説明は以上です。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

ファシリテーターというのはどういう意味ですか。

○指導室長 ファシリテーターとは、いわゆる研修会を中心になってコーディネートするような立場の人です。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

よろしいですか。

それでは、この案件はこの程度としまして、本日の案件は全て終了しましたが、ほかに庶務課長ありますか。

○庶務課長 特にございません。

「閉 会」

○小島委員長 それでは、これをもちまして閉会といたします。次回は、4月1日火曜日、午前11時40分からの予定ですので、よろしくお願いいたします。

(午後5時21分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小 島 洋 祐

港区教育委員会委員 永 山 幸 江